春日部市立医療センターフルタイム会計年度任用職員募集要項ー

1 募集の案内

春日部市立医療センターホームページ

2 採用職種、採用予定人数

臨床検査技師2人看護補助者20人医師事務作業補助者14人事務13人

3 応募資格、勤務条件等

別紙「春日部市立医療センターフルタイム会計年度任用職員の勤務条件等について」のとおり

4 募集の期間

令和5年12月1日(金)~令和6年1月11日(木)

- 5 応募書類
 - 〇履歴書(様式1)
 - ・履歴書下段の「本人希望記入欄」に希望職種を記入してください。
 - 別添の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼って提出してください。
 - 「免許・資格」欄については、詳しく記入してください。
 - ・電話番号については、日中も連絡のとれる番号も記入してください。
- 6 申し込み

※任用期間が重なっている職種には、重複申込みはできません。

- 〇持参申し込み
 - ・令和5年12月1日(金)~令和6年1月11日(木)
 - ・受付場所 春日部市立医療センター 事務部 総務課 人事給与担当
 - ・受付時間 午前8時30分~午後5時15分まで
- ○郵送申し込み
 - •受付期間 令和6年1月11日(木)【必着】
 - ・宛 先 〒344-8588 春日部市中央6丁目7番地1 春日部市立医療センター 事務部 総務課 人事給与担当
 - ・その他 申し込み封筒の表面に「応募書類在中」と<u>朱書き</u>し、<u>簡易書留</u>で送付してください。普通郵便などで送付した場合の事故について責任は負いません。

7 選考の方法

一次選考(書類選考)の合格者に対し、二次選考(面接試験)を行い採用決定いたします。

※面接日等の詳細については後日お知らせいたします。

8 選考結果の連絡方法

採用者、不採用者とも、文書により通知いたします。

9 担当者連絡先

春日部市立医療センター 事務部 総務課 人事給与担当 TeL048-735-1261(内線 7326)

10 その他

- 〇地方公務員法第22条の2第1項第2号に基づき、1会計年度をこえない期間 で任用するものです。
- 〇会計年度任用職員への採用は、春日部市立医療センターの正規職員への採用と は無関係であり、正規職員採用の際に優先されるものではありません。

<u>(組織の状況により、任期の途中で部署異動をさせていただく場合があります。)</u>

11 特記事項

- 〇次のいずれかに該当する人は申し込みできません。
 - (1) 日本国籍を有しない人
 - (2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する人
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受ける ことがなくなるまでの人
 - ・ 春日部市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経 過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) フルタイム会計年度任用職員の任用期間が重複する職種に応募している人
- 〇 令和6年1月12日(金)以降に到着したものや書類に不備がある場合等は、 受付できません。
- 〇 提出された書類は、返却しません。

別紙

春日部市立医療センターフルタイム会計年度任用職員の勤務条件等について

1. 任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(12か月間)

- 2. 勤務日及び勤務時間
 - ■勤務日…原則として、勤務日は月曜日から金曜日の週5日間(国民の祝日、年末年始を除く。)
 - ■勤務時間…午前8時30分から午後5時15分(休憩時間1時間を除く。) ただし、所定の勤務時間以外に時間外勤務を命じる場合もあります。
- 3. 職務内容·勤務場所

春日部市立医療センター内の各部署にて、職種に応じた業務に従事します。

4. 応募資格

臨床検査技師は臨床検査技師免許を有すること。

年齢不問

- 5. 給 与
 - ■給料月額…臨床検査技師 199,500円~

看護補助者 164,100円~

医師事務作業補助者 164,100円~

事務 164,100円~

- ※時間外勤務の場合は、超過勤務手当が支給されます。
- ※過去の勤務経験等によって加算有り
- ■手 当 等…地域手当、通勤手当、期末・勤勉手当(6月及び12月)、超過勤務 手当、退職手当等が支給されます。
 - ※通勤手当は交通機関の運賃又は通勤距離に応じて支給します。ただし、徒歩通勤又は勤務地までの距離が2km未満の場合は対象外です。超過勤務手当は実績に応じて支給します。
 - ※期末・勤勉手当は、給料月額×支給月数(約2月分)相当額を支給予定です。 ただし、任用期間等に応じて変動します。
 - ※退職手当は、勤務状況・任用期間により支給対象となります。
- ■支払方法…毎月月末まで勤務すると見込み、当月の21日に指定口座へ振り込みます。
- 6. 社会保険

健康保険(共済組合)、厚生年金(協会けんぽ)※1及び雇用保険※2に加入していただきます。

- (※1 1年以上継続して雇用された場合共済組合に移行します。)
- (※2 6か月を超えた時点で資格喪失し、退職手当制度の対象となります。)

7. 災害補償

通勤又は公務上の理由による負傷や疾病等に対して、災害補償の対象となる場合があります。

8. 年次有給休暇

20日間の年次有給休暇が付与されます。 ※任用期間1年の場合の付与日数です。

9. その他有給休暇

夏季休暇、忌引休暇、裁判員休暇、危険回避休暇等

10. 福利厚生

職員の互助団体(任意団体)である「春日部市職員厚生会」等へ加入していただきます。

○主な事業・・・・慶弔費等の支給等

11. 公務員としての遵守事項

フルタイム会計年度任用職員も、春日部市職員と同様に地方公務員法が適用され、 次の義務等が課せられます。

これらに違反すると、懲戒処分の対象となる場合があります。

- ① 服務の根本基準 ~全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない~(地方公務員法第30条)
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)
- ③ 信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)
- ④ 秘密を守る義務(地方公務員法第34条)
- ⑤ 職務に専念する義務(地方公務員法第35条)
- ⑥ 政治的行為の制限(地方公務員法第36条)
- ⑦ 争議行為等の禁止(地方公務員法第37条)
- ⑧ 営利企業等の従事制限(地方公務員法第38条)

12. その他の注意事項

- ・勤務時間中は、貸与した名札を必ず着用してください。
- ・市民の皆様に不快な思いをさせない服装を心掛けてください。
- ・春日部市立医療センター内は、職員の自動車の駐車を禁止していますので、通勤 で自動車を使用する場合は、個人で駐車場を確保してください。
- ・通勤や仕事中は、事故の無いよう十分に注意するとともに、万一事故にあった場合には、速やかに所属長に報告し、総務課へ事故報告書を提出するようお願いします。

ーお問い合わせ先ー 春日部市立医療センター 事務部総務課 人事給与担当 Tel048-735-1261 内線 7326